

令和2年3月9日
区民部 区民課

江東区区民館条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

行財政改革計画及び受益者負担の原則に基づき、全庁的に使用料の検証を実施した結果、維持管理コストと最大徴収使用料の乖離が拡大傾向にあることから、施設使用料の引き上げを行うこととなったため、江東区区民館条例の一部の改正を行い、施設使用料を改定する。

2 改正の概要

使用料を20%引き上げる。
なお、附則において経過措置を定める。

3 新旧対照表

2、3ページのとおり。

4 施行日

令和2年10月1日施行とする。

江東区区民館条例 新旧対照表

現 行					改正案						
本則 (略)					本則 (略)						
別表 (第6条関係)					別表 (第6条関係)						
施設		区分	午前 (9時～ 12時)	午後 (13時 ～ 17 時)	夜間 (18時～ 21時30 分)	施設		区分	午前 (9時か ら12時 まで)	午後 (13時 から17 時まで)	夜間 (18時か ら21時3 0分まで)
		富岡区民館	ホール	<u>1,650</u> 円	<u>2,050</u> 円			<u>3,150</u> 円	富岡区民館	ホール	<u>1,950</u> 円
和室	<u>550</u> 円		<u>650</u> 円	<u>950</u> 円	和室	<u>650</u> 円	<u>750</u> 円	<u>1,100</u> 円			
第一洋室	<u>1,000</u> 円		<u>1,300</u> 円	<u>2,000</u> 円	第一洋室	<u>1,200</u> 円	<u>1,550</u> 円	<u>2,400</u> 円			
第二洋室	<u>1,000</u> 円		<u>1,300</u> 円	<u>2,000</u> 円	第二洋室	<u>1,200</u> 円	<u>1,550</u> 円	<u>2,400</u> 円			
枝川区民館	ホール	<u>1,850</u> 円	<u>2,350</u> 円	<u>3,550</u> 円	枝川区民館	ホール	<u>2,200</u> 円	<u>2,800</u> 円	<u>4,250</u> 円		
	和室	<u>800</u> 円	<u>1,000</u> 円	<u>1,550</u> 円		和室	<u>950</u> 円	<u>1,200</u> 円	<u>1,850</u> 円		
	第一洋室	<u>1,000</u> 円	<u>1,300</u> 円	<u>2,000</u> 円		第一洋室	<u>1,200</u> 円	<u>1,550</u> 円	<u>2,400</u> 円		
	第二洋室	<u>1,000</u> 円	<u>1,300</u> 円	<u>2,000</u> 円		第二洋室	<u>1,200</u> 円	<u>1,550</u> 円	<u>2,400</u> 円		
小松橋区民館	タウン ホール	<u>3,050</u> 円	<u>3,850</u> 円	<u>5,800</u> 円	小松橋区民館	タウン ホール	<u>3,650</u> 円	<u>4,600</u> 円	<u>6,950</u> 円		
	第一和室	<u>1,350</u> 円	<u>1,750</u> 円	<u>2,600</u> 円		第一和室	<u>1,600</u> 円	<u>2,100</u> 円	<u>3,100</u> 円		
	第二和室	<u>1,100</u> 円	<u>1,350</u> 円	<u>2,050</u> 円		第二和室	<u>1,300</u> 円	<u>1,600</u> 円	<u>2,450</u> 円		
	第一洋室	<u>1,700</u> 円	<u>2,050</u> 円	<u>3,150</u> 円		第一洋室	<u>2,000</u> 円	<u>2,450</u> 円	<u>3,750</u> 円		
	第二洋室	<u>1,700</u> 円	<u>2,050</u> 円	<u>3,150</u> 円		第二洋室	<u>2,000</u> 円	<u>2,450</u> 円	<u>3,750</u> 円		
	第三洋室	<u>1,100</u> 円	<u>1,350</u> 円	<u>2,050</u> 円		第三洋室	<u>1,300</u> 円	<u>1,600</u> 円	<u>2,450</u> 円		
東陽	タウン ホール	<u>2,650</u> 円	<u>3,300</u> 円	<u>5,050</u> 円	東陽	タウン ホール	<u>3,150</u> 円	<u>3,950</u> 円	<u>6,050</u> 円		

区民館	和室	<u>1,000</u> 円	<u>1,300</u> 円	<u>2,000</u> 円
	洋室	<u>1,000</u> 円	<u>1,300</u> 円	<u>2,000</u> 円
砂町区民館	タウンホール	<u>2,650</u> 円	<u>3,300</u> 円	<u>5,050</u> 円
	和室	<u>700</u> 円	<u>850</u> 円	<u>1,300</u> 円
南砂区民館	ホール	<u>1,850</u> 円	<u>2,250</u> 円	<u>3,400</u> 円
	和室	<u>1,000</u> 円	<u>1,300</u> 円	<u>2,000</u> 円
	第一洋室	<u>1,000</u> 円	<u>1,300</u> 円	<u>2,000</u> 円
	第二洋室	<u>1,000</u> 円	<u>1,300</u> 円	<u>2,000</u> 円

備考 (略)

区民館	和室	<u>1,200</u> 円	<u>1,550</u> 円	<u>2,400</u> 円
	洋室	<u>1,200</u> 円	<u>1,550</u> 円	<u>2,400</u> 円
砂町区民館	タウンホール	<u>3,150</u> 円	<u>3,950</u> 円	<u>6,050</u> 円
	和室	<u>800</u> 円	<u>1,000</u> 円	<u>1,550</u> 円
南砂区民館	ホール	<u>2,200</u> 円	<u>2,700</u> 円	<u>4,050</u> 円
	和室	<u>1,200</u> 円	<u>1,550</u> 円	<u>2,400</u> 円
	第一洋室	<u>1,200</u> 円	<u>1,550</u> 円	<u>2,400</u> 円
	第二洋室	<u>1,200</u> 円	<u>1,550</u> 円	<u>2,400</u> 円

備考 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の使用料は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う使用の承認について適用し、施行日前に行った使用の承認については、なお従前の例による。